

日本音楽教育学会 第 56 回大会 お申込のご案内

(1) 大会参加について

1. 本大会への参加について、正会員・特別会員・学生会員（学部学生）を対象に事前申し込みを受け付けます。
2. 大会参加費は、以下の通りです。 事前申し込み締切 9 月 30 日 15:00 ※以降は当日のみの受付となります
正会員・特別会員 4,000 円、学生会員（学部学生） 1,000 円 ※1 日参加のみの金額の設定はありません。
3. 事前申し込みをされない方、及び非会員の方は、当日受付となります。 当日、会場に直接お越しください。
正会員・特別会員 4,500 円、学部学生 1,000 円 ※1 日参加のみの金額の設定はありません。
非会員 両日参加：5,000 円、1 日参加：3,000 円、学部学生：1,000 円

(2) 情報交換会について 申し込み締切 9 月 30 日 15:00

1 1 月 8 日(土) 18:00 開始予定 参加費：5,000 円 会場：長崎大学（予定）

- ※(1)・(2)の各参加費については大会事務局からの依頼に基づき、代行收受を行います。旅行契約には該当しません。
- ※(1)・(2)の申し込みを 9 月 30 日までにされたのち大会参加を取り消す場合、1 1 月 7 日(金)までにお申し出の場合は参加費を返金いたします。1 1 月 8 日(大会当日)の場合はご返金できかねますので、予めご了承ください。

大会に関する詳しいお知らせは、今後、大会 HP および申し込みサイトにて随時発信予定です。

(3) 宿泊プランのご案内

ご宿泊の手配は東武トップツアーズ（株）広島支店が企画・実施する「募集型企画旅行」です。

旅行条件書を必ずお読みいただいてからお申してください。

宿泊日：1 1 月 7 日（金）・1 1 月 8 日（土）/ ※1 泊のみも承ります。

最少催行人員：1 名

添乗員：添乗員は同行いたしません。ご自身で宿泊手続きを行っていただきます。

旅行(宿泊)代金：お一人様一泊あたり、1 泊朝食付き 税金・サービス料込の料金です。

宿 泊 施 設	部屋タイプ	食事条件	定員（1 室）	旅行(宿泊)代金	
東横イン長崎駅前 * 市電五島町駅から徒歩 1 分 * JR 長崎駅東口から徒歩 8 分	禁煙シングル	朝食ビュッフェ (無料サービス)	1 名	11/7(金)	9,600 円
				11/8(土)	10,600 円

※WEB 申込み画面の宿泊券発行ボタンから宿泊券をダウンロードし、ホテルチェックイン時ご提示ください

※部屋数には限りがございます。定員となり次第お申込みができなくなります。あらかじめご了承くださいませ。

(4) 昼食弁当のご案内

弁当設定日：1 1 月 8 日（土）・1 1 月 9 日（日）

※長崎大学内 お弁当引渡しカウンターにて、11:30～13:30の間にお渡しいたします。

※弁当引換券の用意はありません（当日お渡しする名札でご注文の有無が判ります）

料 金：1 食につき 1,200 円（お茶付・税込）

※弁当のお申し込みは旅行契約ではありません。申込サイトに掲載の 特定商取引法に基づく表記 を必ずご確認ください。

(5) 申込みについて

「日本音楽教育学会 第 56 回大会」専用申込サイトからお申込みください。

<https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/56ongaku/>

申込期限：9 月 30 日（火）15:00 迄

※予定部屋数に達した場合は、これよりも前に受付終了する場合もございます。

(6) 変更・取消について

お申込み後の変更・取消は、WEBで行ってください。ただし、11/1以降はE-mail(56ongaku@tobutoptours.co.jp)にて行ってください。(間違い防止のため、電話での受付は致しませんのでご了承願います)

取消日とは、弊社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時点を基準といたします。

営業時間外に到着した取消のご連絡は翌営業日に到着したものとしてのお取扱いとなります。

宿泊の取消しをされる場合は、1泊ごとに以下の取消料を申し受けます。

宿 泊			お弁当	
取 消 日		取消料	取 消 日	取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	7日目まで	無 料	9月30日15時まで	無 料
	6日目から2日目まで	旅行(宿泊)代金の30%		
旅行開始日前日の解除		旅行(宿泊)代金の40%	9月30日15時以降	100%
旅行開始日当日の解除		旅行(宿泊)代金の50%		
旅行開始後または無連絡不参加		旅行(宿泊)代金の100%		

※ご宿泊当日の取消については、15:00までに以下のお申出先に取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

※11月8日(土)は支店休業日にあたるため、変更・取消は下記アドレスへメール連絡ください。

(7) お支払いについて

お申込完了後、支払画面にて「クレジットカード」「銀行振込」のどちらか選択のうえ、お支払い手続きをお願いいたします。

10月10日(金)までにお支払いを完了してください。

銀行振込の際にかかる振込手数料はお客様の負担となりますので予めご了承ください。

旅行(宿泊)代金、弁当代の領収書が必要な場合には、お手数ですが弊社担当まで申し付けください。発行後に郵送させていただきます。

(大会参加費の領収書は大会当日に会場でのお渡しとなります)

(8) 個人情報の取扱いについて

お申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)につきましては、お客様との連絡、今大会でお客様がお申込みいただいた宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、東武トップツアーズ(株)広島支店および大会事務局と共同利用させていただきます。

その他、個人情報の取扱いにつきましては旅行条件説明書に明記しております。お申込にあたっては必ず内容をご確認・ご同意の上、お申込・ご記入いただきますようお願いいたします。

東武トップツアーズ(株)広島支店 顧客個人情報取扱管理者 小坂 正宏

【お申込み・お問い合わせ先】

旅行企画・実施 東武トップツアーズ株式会社広島支店

〒730-0035 広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル6F

電 話 番 号 : 050-9002-5442

FAX番号 : 082-542-1333

営 業 日 : 月～金曜日 9:30～17:30 ※土・日・祝日は休業

担 当 者 : 宮本/播磨

E-mail : 56ongaku@tobutoptours.co.jp

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者 : 小坂 正宏



旅行業公正取引
協議会 会員



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

承認番号 : 客国 25-074

（旅行条件書） 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社広島支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「事前申し込みのご案内」『（7）お支払いについて』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「事前申し込みのご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はおお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、「事前申し込みのご案内」『（6）変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷

物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8. 旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきます。ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様の買い物、便宜データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

- (2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取

扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号並びに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺ひしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13. その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2025年3月14日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



東武トップツアーズ株式会社

広島支店

広島県広島市中区本通6-11
明治安田生命広島本通ビル6階
電話番号 050-9002-5442 FAX 番号 082-542-1333
営業日（月～金）9:30～17:30 ※土・日・祝日は休業
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：小坂正宏

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明に不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)